山田義仁税理士事務所　〒114-0014 北区田端 3-7-3　tel:03-3823-5539　fax:03-3823-6939
経営理念　お客様・所員・社会に『お役立ちできる経営』

山田義仁税理士事務所通信 2007 年 5 月号

事務所通信の目的
経営者にプラス思考を！
経営者に得意先分析力を！
経営者に正しい納税を！

平成１９年度税制改正について

先月に引き続き、改正の中で重要な部分をご紹介していきます。

１．　住宅のバリアフリー改修促進税制（個人）

(ア)平成１９年４月１日から、平成２０年１２月３１日までの期間に、
(イ)５０歳以上その他要件を満たす人が、
(ウ)３０万円を超える特定のバリアフリー工事をした場合には、
(エ)５年間のあいだ、その工事のための借入金の年末残高の 1,000 万円以下について
(オ)バリアフリー工事については 200 万円まで２％、
(カ)その他の改築工事部分については１％
(キ)所得税の額から控除できます。
(ク)ただし、この特例は、住宅借入金特別控除との選択適用になります。

２．　特定の事業用資産の買換えの特例（個人・法人）

(ア)「事業用の国内にある土地等、建物等又は構築物で、譲渡の年の 1 月 1 日において、所有期間が 10 年を超えるもの」を譲渡し、
(イ)「国内にある土地、建物、構築物、機械装置」に買換をした場合
(ウ)平成 20 年 12 月 31 日までの期間、買換の特例が引き続き適用できるようになりました。

３．　特定の居住用財産の買換・交換の特例（個人）

(ア)「相続で取得した居住用財産」の買換の特例は、平成 19 年４月 1 日以降廃止になりました。
(イ)その代わり、「特定の居住用財産」の買換の特例について、一部改正の上、適用期限が延長になりました。
(ウ)平成 19 年 3 月 31 日までの譲渡については、買換資産の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下でしたが、平成 19 年 4 月 1 日以後の譲渡については、上限の 280 ㎡が、撤廃されました。

４．上場株式等の配当に対する源泉税の税率（法人・個人）

（ア）株の配当は、原則所得税２０％なのですが、
（イ）平成２０年３月３１日までの期間について
（ウ）一定の上場株式等の配当等については
（エ）所得税７％、住民税３％とする特例があります。
（オ）今回特例の期限が延長され、平成２１年３月３１日までとなりました。

５．上場株式等の譲渡に対する所得税の軽減税率（個人）

（ア）株式等の譲渡については、所得税２０％が原則なのですが、
（イ）平成１９年１２月３１日までの期間について、
（ウ）上場株式等で一定のものについては、
（エ）所得税７％、住民税３％とする特例があります。
（オ）今回特例の期限が延長されて、平成２０年１２月３１日までとなりました。

６．同族会社の留保金課税について

（ア）一定の同族会社については、
（イ）所得のうち一定の金額に対して、
（ウ）特別税率が課税されていました。
（エ）また、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」により、
（オ）一定の中小企業については、適用されませんでした。
（カ）しかし、今回の改正により、
（キ）平成１９年４月１日以後に開始する事業年度について、
（ク）資本金額又は出資金額が１億円以下であれば、
（ケ）留保金課税が適用されないことになりました。

今月のポイント　平成１９年度労働保険年度更新は、改正雇用保険法の成立が遅れたため、期間が延長され、申告・納付期限は６月１１日（月）となりました。また、新雇用保険料率は、平成１９年４月１日から適用されます。ご注意下さい。

５月の税務
・３月決算法人の確定申告
・９月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
・６月１２月決算法人個人事業者の消費税中間申告
・個人の地方税の特別徴収額の通知
・自動車税の納付
・労働保険概算・確定保険料の申告納付 6／11 まで

６月の税務
・４月決算法人の確定申告
・10 月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
・１月７月決算法人の消費税中間申告
・所得税の予定納税額の通知（６／１５）
・個人の住民税の納付（第一期分）

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください（03-3823-5539）